

受給には申請が必要ですが、継続の方は現況届の提出を忘れずに！

児童扶養手当および母子・父子福祉住宅手当

児童扶養手当

「児童扶養手当」とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している方に支給される手当のことです。

◎現在、手当を受給し、今後も継続を希望する方

現在、手当を受給している方は、8月上旬に郵送される現況届に記入の上、8月31日(金)までに窓口へ現況

届を提出してください。この届を提出しないと、8月からの手当が支給されませんのでご注意ください。

◎新たに受給を希望する方

この手当は、受給資格がある場合でも、対象者が請求し、認定されない限り支給されません。希望者は、窓口で認定請求書や添付書類(戸籍謄本・住民票など)の説明を受けてから、申請してください。

児童扶養手当所得制限額

(単位：千円)

扶養人数	本人の所得額		扶養義務者・配偶者・孤児などの養育者の所得額
	全部支給	一部支給	
0人	190	1,920	2,360
1人	570	2,300	2,740
2人	950	2,680	3,120
3人	1,330	3,060	3,500
4人	1,710	3,440	3,880
5人	2,090	3,820	4,260

※対象児童の父などから養育費用として受け取る金品などは、その金額の8割が対象児童を監護または養育している方の所得として加算されるため、窓口へ「養育費に関する申告書」の提出が必要

問合先 市役所児童福祉課 子育て応援G 内線156

▽手当額(対象児童数1人の場合の月額)

- ・全部支給 4万1430円
- ・一部支給 9780円
- 4万1420円(所得によつて異なる)

※算出方法は、パンフレット(児童福祉課で配布)や市ホームページに掲載

▽対象児童

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日(身体・精神に障がいのある場合は、20歳の誕生日)までの間にあり、次に該当する児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母が一年以上遺棄している児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

▽支給対象とならない場合

- ・児童が日本に住んでいない
- ・児童が父または母の死亡などにより公的年金を受けている
- ・児童が労働基準法で遺族補償などを受給できる、または、これらの給付を受けることができる受給資格者に養育され、給付事由の発生した日から6年を経過していない
- ・児童が里親に預けられている
- ・児童が父または母と生計を同じくしている
- ・児童が父または母の配偶者に養育されている
- ・児童が児童福祉施設に入所している

▽認定後、届出が必要な場合

- ・現況届が2年間未提出
- ・対象児童が増えたとき
- ・対象児童が減ったとき
- ・所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど、現在の支給区分が変更になるとき

- ・受給資格を喪失したとき
- ・受給者が死亡したとき
- ・手当証書をなくしたとき
- ・手当証書を破損したり汚損したとき
- ・氏名・住所・支払金融機関・印鑑が変わったとき

母子・父子福祉住宅手当

「母子・父子福祉住宅手当」とは、借家住まいの母子・父子家庭の児童、または次のいずれかに該当する家庭で児童を養育している方に支給される手当のことです。

▽対象家庭

- ・配偶者と死別・離婚し、現に婚姻していない
- ・配偶者の生死が明らかでない
- ・配偶者が1年以上遺棄、または拘禁されている
- ・配偶者の心身に重度障がいがある

▽支給要件

- ・市内に住所を有する借家住まいの方(受給者名義の契約であること/公営住宅は除く)
- ・当該年度における児童扶養手当の所得制限(上表参照)範囲内の方

▽手当額 月額5000円